

令和5年 第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年2月13日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (2月13日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	4
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○議事日程の報告	6
○議席の指定について	6
○会議録署名議員の指名について	6
○会期の決定について	6
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号～議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○一般質問	25
○閉会中の継続調査の申し出について	37
○閉会の宣告	38
○会議録署名	39
○議案等議決結果	41

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第15号

令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月24日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎義治

記

- 1 日 時 令和5年2月13日（月） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年2月13日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等を定める条例の制定について
- 議案第 5号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8号 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 9号 令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 1 2 号 令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第 8 一般質問

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 発議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第 6 議案第 2 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 7 議案第 3 号 千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等を定める条例の制定について

議案第 5 号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 号 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 9 号 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 0 号 令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 1 号 令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第12号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第 8 一般質問

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（45名）

1番	もり 森	やま 山	かず 和	ひろ 博	2番	ち 地	げ 下	まさ 誠	ゆき 幸
4番	すず 鈴	き 木	かず 和	み 美	5番	すず 鈴	き 木	しょう 正	いち 一
6番	いし 石	い 井	のり 徳	あき 亮	7番	すず 鈴	き 木	とも 智	あき 明
8番	やま 山	ぐち 口	かつ 克	み 己	9番	なか 中	やま 山	かず 和	お夫
10番	おお 大	くら 倉	ふ 富	じ 重	12番	あい 相	きょう 京	くに 邦	ひこ 彦
13番	みや 宮	うち 内		たもつ 保	14番	い飯	のう 生	よし 喜	まさ 正
15番	おか 岡	だ 田	ち 智	か 佳	16番	いわ 岩	せ 瀬	よし 義	のぶ 信
18番	の 野	だ 田	ひろ 宏	き 規	19番	すえ 末	なが 永		たかし 隆
20番	ち 茅	の 野		さとし 理	21番	かわ 川	また 股	せい 盛	じ 二
22番	もり 森	や 谷		ひろし 宏	23番	の 野	がみ 上	しん 慎	じ 治
24番	いし 石	い 井	し 志	ろう 郎	25番	すえ 末	ます 益	たか 隆	し 志
26番	あ 阿	べ 部	ゆ 百	り 合	27番	お 小	くに 国		いさむ 勇
28番	こ 小	すげ 菅	こう 耕	じ 二	29番	なか 中	ざわ 澤	しゅん 俊	すけ 介
32番	は 長	せ 谷	が 川	ひろし 博	33番	いし 石	ぼし 橋	はる 春	お雄
35番	か 加	とう 藤	ただ 忠	かつ 勝	36番	はん 半	ば 場	しん 新	いち 一
37番	あき 秋	ば 葉	よし 好	み 美	38番	さい 齊	とう 藤		ひろし 博
39番	ふじ 藤	むら 村		つとむ 勉	40番	たか 高	はし 橋	まさ 正	たか 剛
42番	おお 大	あみ 網	まさ 正	とし 敏	43番	なか 中	むら 村	よし 義	のり 則
44番	いわ 岩	さわ 澤	たつ 達	や 弥	45番	かわ 川	しま 島	ふ 富	じ 士
46番	おお 大	はし 橋	てる 照	お雄	47番	く 久	が 我	ま 真	すみ 澄
48番	あ 阿	い 井	いち 市	ろう 郎	51番	わ 和	だ 田	かず 和	お夫
52番	あそ 麻	う 生		いさむ 勇	53番	ど 土	い 井	しげ 茂	お夫
54番	すず 鈴	き 木	たつ 辰	や 也					

欠席議員（9名）

3番	く 久	かわ 保	たか 隆	し 志	11番	なか 中	むら 村	こう 孝	じ 治
----	--------	---------	---------	--------	-----	---------	---------	---------	--------

17番 はし橋 もと本 ひで秀 かず和
31番 めの布 かわ川 よし好 お夫
41番 すが菅 さわ澤 たまき環
50番 おか岡 べ部 ひろ弘 やす安

30番 たけ竹 うち内 よう陽 こ子
34番 くほ久保木 き宗 いち一
49番 とうかいとう東海林 とう東 じ治

説明のため出席した者

副広域連合長	岩田利雄	局長	稲生敏幸
次長兼 会計管理者	渡辺晴之	総務課長	小沼輝雄
総務課 課長補佐	田中正孝	資格保険料 課長	川嶋英一
資格保険料課 課長補佐	久保田英志	給付管理課長	尾瀬太一
給付管理課 課長補佐	工藤哲		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	高橋和彦	書記	高橋若葉
書記	松尾亮	書記	齋藤靖洋

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（地下誠幸） 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

執行部から写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（地下誠幸） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条の規定による辞職許可をした議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において、お手元に配付の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、1名を指名しました。

次に、茂原市の中山和夫議員から発議案1件の提出があり、これを受理いたしました。

次に、広域連合長から議案12件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりですが、井崎義治広域連合長から事前に届出があり、新型コロナウイルス感染のため本日は欠席となります。

なお、本件について、先ほど開催された議会運営委員会において協議した結果、本日の議事は予定どおり行うことが決定いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について3件、定期監査の結果について1件、以上4件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（地下誠幸） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

◎議席の指定について

○議長（地下誠幸） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、44番、岩澤達弥議員、45番、川島富士子議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 日程第4、発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中山和夫議員。

[9番 中山和夫 登壇]

○9番（中山和夫） 発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年4月の改正個人情報保護法施行に伴い、地方公共団体には同法が直接適用されますが、議会については同法の適用除外となることから、個人情報保護のため議会の自律的な措置が望まれております。今後とも個人情報の適切な取扱いを確保するためには、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定する必要があります。

これがこの条例案を提出する理由であります。

本条例の構成、条文等は同法に基づくとともに、執行部の個人情報保護の対応との整合性を踏まえたものとなっております。また、罰則規定については検察庁との協議が済んでいることを申し添えます。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。1名から通告がありますので、発言を許します。

阿部百合子議員。

[26番 阿部百合子 登壇]

○26番（阿部百合子） 席次番号26番、四街道市、阿部百合子です。

発議案1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定への反対討論をいたします。

その理由は、第1に仮名加工情報、匿名加工情報についてです。

復元できないようにしてあるとか、第三者に提供してはならないとか、照合してはならないなどと、制限や禁止の文言が入っているので問題はないのかなと思われるかもしれませんが、わざわざ禁止を記述しなければならないのなら、最初から仮名加工情報とか匿名加工情報を入れなければいいと思います。情報が照合されAIで分析されて個人が特定されることは十分考えられます。そうなれば、罰則があるからで許されるものではありません。

理由の第2、なぜこのような「仮名加工情報」「匿名加工情報」の文言が入っているのでしょうか。

国は2021年5月にデジタル法の改正を行い、全国の自治体が持つ個人情報を、企業の要請に応じてそれをAIで分析して、もうけの種にさせるためです。そのために、匿名加工情報制度、オープンデータ化と全国の情報連携、オンライン結合、これができる仕組みを作ろうというものです。

そういう懸念がありますので、発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護条例の制定は反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（地下誠幸） 以上で発議案第1号の討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第5、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

稲生敏幸事務局長。

〔事務局長 稲生敏幸 登壇〕

○事務局長（稲生敏幸） 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

本定例会では、人事案件2件、条例案6件、予算案4件の合計12議案についてご審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等についてご報告申し上げます。

制度開始の平成20年4月末時点で約49万2,000人だった当広域連合の被保険者数は、令和5年1月末時点で約91万8,000人となり、後期高齢者医療制度の開始より42万6,000人、率にして86.6%増加しております。団塊の世代が後期高齢者入りしたことにより、被保険者数は令和5年度には約98万人、令和6年度には100万人を超えると推計しています。

こうした中、国においては全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、増加する高齢者医療費について、負担能力に応じ全ての世代で公平に支え合う仕組みを構築する観点から、後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直しなどが議論されているところです。

今後とも、当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が将来も安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村や関係団体との連携を密にして制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、副広域連合長の任期が本年1月20日で満了となったことに伴い、千葉県町村会長であります岩田利雄東庄町長の再任について、議会のご同意をお願いする内容です。

ご審議の上、ご同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は同意されました。

ただいま選任されました岩田利雄副広域連合長を、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として出席を求めます。

〔副広域連合長 岩田利雄 入場〕

○議長（地下誠幸） ここで、選任されました岩田利雄副広域連合長から、ご挨拶をいただきたいと思えます。

岩田利雄副広域連合長。

〔副広域連合長 岩田利雄 登壇〕

○副広域連合長（岩田利雄） 東庄町の岩田利雄です。

この度、副広域連合長の選任に当たり、同意を賜り誠にありがとうございました。井崎広域連合長の下、副連合長の職責を誠実に努めてまいります。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（地下誠幸） ありがとうございました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第6、議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田利雄副広域連合長。

〔副広域連合長 岩田利雄 登壇〕

○副広域連合長（岩田利雄） それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、識見を有する者のうちから選任した監査委員茂木浩氏が本年1月31日をもって退職をしたことから、後任の監査委員として木下勉氏を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏の経歴については、お手元の議案書にあります経歴書のとおりであります。

同氏は、千葉市に税理士事務所を開設し税理士として活躍されているほか、千葉県税理士会の副会長を務めるなど、豊富な知識、経験を有し人格、識見ともに優れ監査委員として適任と考えておりますので、ここに同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は同意されました。

◎議案第3号～議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第7、議案第3号から議案第12号までの10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田利雄副広域連合長。

〔副広域連合長 岩田利雄 登壇〕

○副広域連合長（岩田利雄） それでは初めに、議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の全国一元化に伴い、広域連合個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める内容であります。

次に、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等を定める条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制を導入するため、必要な事項を定める内容であります。

次に、議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与、期末手当及び勤勉手当の改定を行う内容でございます。

次に、議案第6号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度の物価高騰に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減に関わる基準を改める内容であります。

次に、議案第7号、個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、個人情報保護法制の全国一元化に伴い、個人情報保護制度と密接な関係を有する情報公開制度との整合性を図る等の必要を生じたことから、広域連合情報公開条例を始めとする関係条例の整備を行う内容でございます。

次に、議案第8号、地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正による管理監督職勤務上限年齢の導入に伴い、関係条例の整備を行う内容であります。

次に、議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算からそれぞれ1億8,964万8,000円を減額し、補正後の予算を24億2,461万9,000円とするものでございます。

次に、議案第10号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算からそれぞれ1億1,122万7,000円を減額し、補正後の予算額を7,259億7,636万9,000円とするものでございます。

次に、議案第11号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、主に広域連合の運営に関わる予算を計上しており、令和5年度の一般会計当初予算額は、歳入歳出それぞれ30億1,240万5,000円とし、令和6年4月の次期広域連合電算処理システムの更新に係る経費を計上したことなどにより、前年度当初予算と比べ5億1,856万4,000円、約21%の増額となっております。

次に、議案第12号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算については、主に医療給付等に係る予算を計上しており、令和5年度の特別会計当初予算額は、歳入歳出それぞれ7,446億2,239万9,000円とし、被保険者数の増加に伴う保険料収入や歳出の増加により、前年度当初予算と比べ301億2,658万7,000円、約4%の増加となっております。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますよう、
お願いを申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号から議案第12号までの10件に対する質疑を一括して行います。

本定例会の質疑における発言時間は申合せどおり1人20分以内とし、質疑回数は3回
以内といたします。

また、本日の会議については、登壇により発言をお願いいたします。

2名から質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、通告順に従い、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 議席番号10番、成田市の大倉富重雄でございます。

議案第11号、第12号について、質疑を行います。

初めに、議案第11号についてであります。

千葉県は令和4年5月現在で6,627万4,322人。県内の外国人の人口は、平成24
年12月で10万4,582人、令和3年12月では16万2,830人になり、約6万人増となっ
ております。令和3年度の国別順位は、中国、ベトナム、フィリピン、韓国、ネパールとな
っております。外国人が増加する自治体では、多文化共生指針を作成し、外国人総合相
談窓口を設置しております。

外国人の後期高齢者医療制度への加入は、3か月を超え在留資格かつ住民登録をして
いる方で、75歳以上であれば加入となり、平成24年7月から自動的に加入となりました。
当然ながら後期高齢者の対象も年々増えております。こうした多文化共生社会の時代に
あって、外国人の後期高齢者への対応も求められると考えます。ホームページによる広
報での多言語への対応など行っている広域連合もあります。

議案第11号、一般会計予算の中に、債務負担行為、ホームページ作成システム再構築
業務委託とあります。そこで、当広域連合としてどのように考えているのか伺います。

次に、議案第12号についてです。

予算編成方針とは、予算編成に当たっての基本的な考え方や編成上の留意事項を庁内
に周知するものです。予算は各部課がこの予算編成方針に沿って予算要求を行い、首長
が査定をした後、予算案を議会に提出するのが一般的な流れであります。

住民の方々に経過を理解してもらうためには、予算編成方針を公表、いわゆる見える

化を進めております。そこで、特別会計予算の編成方針はどのように取り組んできたのか、また編成方針が全て予算に盛り込まれたのか伺います。

次に、重点施策についてであります。重点施策とは特に重要な課題への対応や目標達成に向けて、分野横断により取り組むべき施策であると言われております。また、戦略的な取組が求められる施策であるとも言われております。

そこで、特別会計予算の重点施策はどのように決まったのか、その経過を伺います。

次に、医療費分析委託料についてです。

私は、平成24年11月16日の第2回定例会の一般質問で呉市の医療費分析の取組を紹介し、こうした取組を求めましたが、先進市の事例を研究するとの答弁を頂いたことを思い返しております。

当広域連合は、平成28年2月、データヘルス計画、いわゆる保健事業実施計画を策定いたしました。これは平成26年3月、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的、効率的な保健事業の実施を図ることを目的として作成されました。その後、平成30年1月、第2期データヘルス計画を策定され、令和5年までの計画期間となっております。現在、この計画の5年目であります。

私は、令和3年11月4日の定例会で提出された決算議案に対し質疑を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は54市町村で行うとの答弁がございました。この答弁を受けて賛成の理由の1つといたしました。令和2年度の新規事業なのでありますので、第2期データヘルス計画中間評価報告書に記載されております。

そこで、来年度策定する次期データヘルス計画では、令和2年度から実施されている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にどう対応するのか伺います。

以上、簡潔で分かりやすい答弁を求め、第1回目の質疑を終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。稲生敏幸事務局長。

○事務局長（稲生敏幸） 私からは、令和5年度特別会計予算の編成方針に関するご質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などが県民生活に影響を及ぼしている中、団塊の世代が後期高齢者となり医療費の増大も見込まれるなど、後期高齢者医療制度を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした大変大きな状況の変化を十分に考慮するとともに、昨年2月に策定した第四次広域計画に基づき予算編成を行いました。

まずは被保険者の動向をしっかりと把握した上で、保険給付費の算定を行ったところです。次に、保険料の徴収や国、県、市町村からの負担金などの歳入の確実な確保を図ること、そして歳出については、高齢者の保健事業などの主要な事業が効果的に実施できるよう必要な経費を計上いたしました。

私からは以上でございます。

○議長（地下誠幸） 小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、議案第11号の1問と、議案第12号の令和5年度特別会計予算の重点施策に関する1問にお答えいたします。

初めに、議案第11号、広報での多言語への対応に関するご質問についてお答えいたします。

外国人の被保険者数は令和5年1月時点で約1,900人となり、昨年同時期の約1,700人と比べて約200人の増で、年々増加傾向にあります。こうした状況において、後期高齢者医療制度を理解していただく上で、外国人の方への対応の必要性は増していると考えております。このため、広域連合としては、ホームページのリニューアルに向けて英語や中国語などの言語にも対応し、外国人の方にも制度などを十分理解していただけるよう検討を進めているところでございます。今後とも多言語などによる広報の充実に努めてまいります。

次に、議案第12号、令和5年度特別会計予算の重点施策に関するご質問についてお答えいたします。

昨年2月に、広域連合の進むべき方向性を定めた運営指針となる、令和4年度から令和8年度の5か年計画である千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画を、議会の承認を頂き策定しました。

この計画には、今後団塊の世代が後期高齢者になることによる被保険者数の急増や医療費の増大を踏まえて、被保険者が安心して医療を受けることができるための医療給付に係る施策や、健康で健やかに過ごすための施策を主要施策として位置付けたところがございます。さらに、主要施策を推進していくために、広域連合と市町村の役割分担を明確にした上で、それぞれが積極的に取り組むべき事業を整理いたしました。

私からは以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第12号、次期データヘルス計画に関するご

質問についてお答えいたします。

現行計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国の示す高齢者保健事業の実施に関する指針に沿って、保健事業の効果的な実施を図るため平成30年度に作成いたしました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、令和元年度に高齢者の医療の確保に関する法律が改正されましたことから、当広域連合では令和2年度に現行計画の中間評価を行い、一体的実施を計画に組み入れました。

次期計画の策定に当たりましては一体的実施が中心的な事業として位置付けられるものと考えておりますが、今後、国から示されるデータヘルス計画策定の手引を参考に、レセプトデータや健診結果などから高齢者の現状分析を行い、市町村や関係機関との連携を図り進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（地下誠幸） 大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 先ほどの答弁を受けまして、再質疑を行います。

議案第11号の質疑に対し、英語や中国語などの言語にも対応し外国人の方にも制度を十分理解してもらえるよう検討を進めるという答弁でございまして、検討しているということ感謝を申し上げたいと思います。

かつて医療関係者との話の中で、外国人との対応がスムーズにいかなかったと聞いたことがございました。そこで、外国人が後期高齢者医療制度を利用するに当たって、外国人がどのような課題を抱えているのか把握することは考えているのか伺います。

次に、議案第12号です。答弁では、予算編成は大変大きな状況の変化を十分に考慮するとともに、第四次広域計画に基づき行ったということでもあります。

この計画は令和4年度から8年の5か年でありますので、もっと具体的にお聞きできるのかとしてお聞きしたところでございます。また、医療給付に関わる施策や健康で健やかに過ごすための施策を主要施策として位置付けているとのことございました。重点施策は、地方自治法第233条第5号の規定による主要施策の成果の説明書がこれに当たるのかなというふうに理解したところでございます。

そこで、大変大きな状況の変化を十分に考慮するとの答弁がありましたが、具体的にどのようなことなのか伺います。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が中心的な事業として位置付けられ

るものと考えているとのことごございました。そこで、当広域連合は一体的実施は令和5年度に54市町村実施を目標としておりますけれども、進捗状況はどうか、また取組の内容の質が問われると思っておりますがどうでしょうか、伺います。

以上で質疑を終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、議案第11号、広報での多言語への対応と、議案第12号、令和5年度特別会計予算の編成方針についての再質問にお答えいたします。

初めに、外国人が後期高齢者医療制度を利用するに当たっての課題についてのご質問ですが、外国人が後期高齢者医療制度を利用するに当たっての課題については、窓口となっている市町村から意見を聞き、吸い上げを行い、どのような周知、広報が必要とされているのか把握してまいります。

次に、令和5年度特別会計予算の編成方針に関するご質問への答弁での、後期高齢者医療制度を取り巻く環境の変化についてのご質問にお答えいたします。

団塊の世代が令和7年度までに全て後期高齢者となり、被保険者数の急増とともに医療費の増大が見込まれていることが、大変大きな状況の変化と捉えています。このような中であって、広域連合としては、被保険者が安心して医療を受けられるよう保険者として医療給付を行い、制度を継続させていく必要があります。そのためには、被保険者数や医療給付費などの動向を把握するとともに、被保険者が健康で健やかに過ごすための施策を推進していくことが重要であるとの認識に立って予算編成を行いました。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第12号、令和5年度に54市町村の実施の進捗状況と取組の内容についてお答えいたします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、国では令和6年度に全市町村での実施を目標としていますが、当広域連合では第2期データヘルス計画の中間評価にて令和5年度の54市町村の実施を目標として設定し実施してまいりましたが、令和5年度の実施見込み市町村数は42市町村となっております。

当広域連合では、これまで54市町村での実施に力を注いでまいりましたが、今後、国から示されます高齢者保健事業における低栄養防止やフレイル予防などの評価指標を参考に、市町村と連携してPDCAサイクルによって現状を把握し、毎年度、取組内容を

見直すことにより事業の質を高め、よりよい内容となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 以上で大倉議員の質疑を終わります。

次に、通告順に従い、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 長南町の和田です。議案の質疑をさせていただきます。

最初に、議案第6号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

この中で、低所得者に対する保険料の軽減条例のこれは改正です。5割負担、5割の軽減また2割軽減に該当される方は何名おるのでしょうか。また、7割軽減、5割軽減、2割軽減をされる方は高齢者全体のどれくらい、何%なのかお答えください。

次に、議案第10号です。令和4年度特別会計の補正予算案について伺います。

資料23ページの第9款、諸収入についてです。負担割合の相違分はなぜ生じてくるのでしょうか。この説明をお願いいたします。また、これに対する対策などはどのようにしているのか、お答えください。

次に、資料28ページの第5款、基金の積立てについてです。今回、1億9,228万9,000円を積み立てて、合計で57億6,319万8,000円になります。基金を活用して保険料の引下げを行ったらどうですか、お答えください。

次に、議案第11号です。令和5年度一般会計予算についてです。

歳入についてです。第6款の諸収入の123万9,000円はどういうものの収入なのか、お答えください。

次に、議案第12号、令和5年度特別会計予算についてです。

歳出の第4款の保健事業費の負担金及び補助、交付金についてお尋ねします。

昨年と比べて1億7,494万1,000円増えていますが、これは新しい事業を行うかどうかお答えください。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、議案第6号、低所得者に対する保険料の軽減措置に関するご質問につきまして、令和5年2月1日現在の値をもってお答えさせていただきます。

保険料均等割額の5割軽減に該当される方は現在9万5,242人となっております、

全体の約9.9%でございます。また、2割軽減に該当される方は12万5,314人で全体の13.1%です。なお、7割軽減に該当される方につきましては34万2,250人で、全体の約35.7%となっております。

私からは以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第10号の1問と議案第12号のご質問についてお答えいたします。

初めに、議案第10号、諸収入についてお答えいたします。

負担割合相違分につきましては、修正申告等により所得が増加し窓口での負担割合が遡って3割に変更となっているのにもかかわらず、1割の負担で医療給付を受けた場合に生じるものです。負担割合の差額については原則被保険者本人へ請求することになりますが、対策といたしまして、保険証交付後の受診につきましては医療機関へ再度正しい負担割合で請求していただくよう依頼を行い、被保険者本人への請求とならないように努めております。

続きまして、議案第12号、長寿・健康増進事業についてお答えいたします。

長寿・健康増進事業につきましては、主に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、令和5年度に事業を新たに実施する市町の数が前年度と比べ12市町増えて42市町になる見込みであることから、令和5年度における事業費見込額が増加しているものです。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、議案第10号の基金積立金についてのご質問と、議案第11号の諸収入についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、議案第10号、令和4年度特別会計補正予算の基金積立金に関するご質問ですが、後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に一度見直し、2年間の財政収支が均衡を保つよう設定しています。令和4・5年度の保険料については、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和6・7年度の保険料の上昇抑制も考慮した上で、基金の一部を活用し保険料率を据置きとしているところでございます。

次に、議案第11号、令和5年度一般会計予算の諸収入に関するご質問についてお答え

いたします。

広域連合では、遠方の自治体から広域連合へ派遣される職員の居住の用に供するためアパートを借り上げておりますが、その職員用の宿舎に入居している職員からの使用料収入が諸収入の主なものでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 2点だけ質問をしたいと思います。

1つは、基金の積立てについてであります。高齢者が多くなるのは分かっていますから、その点を、基金の積立てでなく、やはり国に対してこの援助を求めていく考えはどうでしょうか。

もう1つ、議案第12号の保健事業費の負担についてであります。市町村が取り組む事業が増えているということでしたけれども、この事業に関してやはり広域連合としての保健師さんの役割というのはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、保険料調整基金の積立金について、国の援助を求めていくべきではないかというご質問についてお答えいたします。

まずは、広域連合で管理する保険料調整基金を有効に活用した上で、保険料の上昇抑制に対応すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、広域連合の保健師の在籍、役割につきましてお答えいたします。

市町村で進めております一体的実施につきましては、医療専門職の配置が求められているところでございます。市町村のほうで事業を実施する際に様々な疑問が生じてまいります。その際に、広域連合のほうに、こちらの保健師のほうがいろんな問合せ又は疑問等について対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） よろしいですか。以上ですか。

以上で質疑を終わります。

これより各議案の討論及び採決を行います。

初めに、議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等を定める条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の討論を行います。

1名から通告がありますので、発言を許します。

和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に反対をしたいと思います。

長南町の和田です。

この制度は、2008年度に導入されてから15年を迎えます。導入以来、多くの高齢者から怒りと不安の声が出ています。今年はおミクロン株やそして物価高騰に県民は苦しんでいます。高くて払えない。そして、医者に行くお金がないという方も増えています。年金から差し引かれて生活に困窮している方が増えています。年を重ねれば誰もが医者に行きます。高い保険料を押し付け医療負担はさせるという後期高齢者医療制度は、やめるべきと考えます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合令和5年度一般会計に反対したいと思います。

○議長（地下誠幸） 以上で議案第11号の討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算の討論を行います。

2名から通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 議案第12号、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対をしたいと思います。

51番、長南町の和田です。

厚生労働省の資料によりますと、令和4年度・令和5年度の被保険者1人当たりの平均保険料は、全国平均では6,472円となっています。千葉県は6,648円と全国で8番目に高い保険料となっています。

また、長寿・健康推進事業について、もっと保健師を増やして、保健師が各市町村に伺って相談し実態の把握に努めるなどして、長寿・健康事業に取り組んでもらいたいと思います。

そして、基金を活用して保険料の引下げを行うべきだと考え、千葉県後期高齢者医療広域連合令和5年度特別会計予算に反対したいと思います。

○議長（地下誠幸） 次に、大倉富重雄議員。

[10番 大倉富重雄 登壇]

○10番（大倉富重雄） 議席番号10番、成田市の大倉富重雄でございます。

私は、議案第12号について、賛成の立場で討論を行います。

当広域連合の第四次広域計画の中には、団塊の世代が後期高齢者となる令和4年から令和7年に掛けてには更なる後期高齢者の増加が見込まれ、それに従って医療費も増大することが予想されますと明記されましたが、今正にその真ただ中にあります。

こうした中、昨年12月、全世代型社会保障構築会議の清家座長は、報告書の取りまとめ後の会議の中で、医療・介護制度の改革については、後期高齢者割合の急激な上昇を見据え、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要があるなどと述べ、各種の課題について地域軸を意識しながら時間軸をもって計画的に取り組を進めていく必要があると述べております。私も同感であります。

こうした改革が求められる中、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算が編成されました。先ほどの質疑を通して、今回の特別予算は大変大きな状況の変化を十分に考慮しながら第四次広域計画に基づき予算編成され、また被保険者数の動向をしっかりと把握した上で保険給付費の算定を行い、歳入の確実な確保を図り、高齢者の保健事業などの主要な事業が効果的に実施できるよう必要な経費を計上したことが分かりました。

今後、被保険者が安心して医療を受けることができるための医療給付に関わる施策や、

健康で健やかに過ごすための施策を主要施策として位置付け、さらに広域連合と市町村の役割分担を明確にして、それぞれ積極的に取り組むべき事業を整理し取り組むことに賛意を表するものでございます。

また、次期データヘルス計画では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が中心的な事業として位置付けられるものと考えていると知り、歓迎するものであります。そして、令和3年度の決算審査意見書には、当広域連合では医療給付費の適正化に向けた取組を一層進めてほしい、また保健事業と介護予防の一体的実施の事業も積極的に取り組み、被保険者の健康寿命の延伸に努めてほしいとあります。この意見が予算案に反映されており、P D C Aサイクルの取組が見られます。この健康寿命の延伸は、S D G s、持続可能な開発目標の「目標3. すべての人に健康と福祉を」などに通ずるもので、評価するものであります。

来年度は特に診療や介護の報酬改定に向けた議論が大詰めを迎える年であり、6年に一度の大事な年となります。私は、清家座長が述べたように、各種の課題について地域軸、時間軸をもって計画的に取り組む必要があると考えており、当広域連合においても今後活発な議論を求めるものであります。今後の財政運営は、第四次広域連合の広域計画のとおり、医療給付費の増加などにより厳しい状況が続くと考えられます。後期高齢者医療制度の目的が達成されるよう、被保険者が安心して医療が受けられるよう、国、県及び市町村、医療関係者等の更なる連携を図りながら、引き続き適正な事務や効率的な事業の執行をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（地下誠幸） 以上で議案第12号の討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（地下誠幸） 次に、日程第8、一般質問を行います。

本定例会の一般質問における発言時間は、申合せどおり答弁を含め1人15分以内とし、質問回数は3回以内といたします。一般質問も登壇により発言をお願いいたします。また、質問については、執行部の答弁時間を考慮されますようお願いいたします。

それでは、4名から通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、通告順に従い、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 議席番号10番、成田市の大倉富重雄でございます。

私は、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、4点について一般質問させていただきます。

1点目は、岩田副広域連合長の抱負について伺います。

先ほど議案第1号が可決され、岩田利雄東庄町長が副広域連合長に再任されました。誠におめでとうございます。

岩田東庄町長は平成7年に町長に就任されて以来、昨年12月、無投票で8期目の当選をされました。心からお祝いを申し上げます。8期目の当選は県内の現職の市町村で最多となります。町民の命を守る。これこそ私に課せられた大きな使命の1つであると心に刻み取り組んできた町長は、平成22年に千葉県町村会長、副広域連合長に就任されております。当広域連合の課題に豊富な政治経験が生かされると期待をしております。

そこで、岩田副広域連合長はどのような決意でいらっしゃるのか。また、当広域連合の課題に対し今後どのように取り組んでいくお考えか伺います。

2点目は、職員配置と運営について伺います。

当広域連合の職員定数は、平成19年に制定された職員定数条例では、事務局50人、議会事務局5人、選挙管理委員会事務局5人、監査委員事務局5人となっております。令和3年4月現在、事務分掌、職員39人、会計年度任用職員14人と報告されております。働き方改革、業務量の増加により影響がないか心配しております。

そこで、団塊の世代の加入により被保険者数の急増や医療給付費の増大などを踏まえ、保険料率の算定や保健事業の業務などを円滑に進めていくため、広域連合の職員配置や運営をどのように行っていくのか伺います。

3点目は、全世代型社会保障構築会議の報告書について伺います。

昨年12月、第12回全世代型社会保障構築会議が開催され、同会議の報告書が取りまとめられました。この中で、3点の基本的な考え方、5点の基本的理念などが明記され、

取り組むべき課題として、後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直しなども盛り込まれました。一方、基本的方向については、少子高齢化・人口減少などの状況は地域によって大きく異なり、求められる対応も地域によって異なることに十分留意する必要があると明記されています。

そこで、この報告書について当広域連合の見解を伺います。

4点目は、公用車の保有について伺います。

後期高齢者医療広域連合の運営は、県下の市町村にご理解とご協力なくして成り立っていきません。当広域連合と市町村などとの連携は不可欠であり密でなければなりません。市町村等への通知や電話だけではなく、連携先に出向くことが必要と思います。しかし、県内は広く交通不便地域もあり、支障がないか心配しているところがございます。県内54市町村や医療関係機関などと連携を密にし業務を進めていくためには、職員の業務上の移動の足として公用車の保有が必要と考えます。

そこで、公用車の保有についてどのように考えているのか伺います。

以上、簡潔で分かりやすい答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。岩田利雄副広域連合長。

○副広域連合長（岩田利雄） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

就任に当たっての決意ということでございますが、先ほど過分な、いろいろ私に関する表現を頂きまして、ありがとうございました。

実は、就任に当たっての決意ということでございますけれども、後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化等を図る観点から、これまで老人保健制度に代わって平成20年4月に制度が発足をいたしまして15年目を迎えるわけでございます。ちょうど私は、先ほどの質問の中にごございましたように、議会を含めると今ちょうど12期目に当たります。ですから、制度が発足する頃からずっと関わってまいりました。

そういう観点から申し上げますと、これまでの老人保健制度に代わって平成20年に、この4月に制度が発足しましてちょうど15年目を迎えるわけでございます。この間、被保険者数は一貫して増加をしております。団塊の世代という形で、今もう70歳前後の方がたくさんいらっしゃるわけですが、実は私もその中の1人です。少子高齢化そして急速な人口減少、制度を取り巻く状況が大きく変化をする中で、保険者として制度の持続可能性を確保し、また安定的な制度運営を図っていくことがより一層重要だということで、求められているものであります。

広域連合としては、制度の安定的な運営を図っていくために必要な財源を適切に確保するとともに、市町村や、そしてまたその間、後期高齢者等との連携を強化いたしまして、高齢者の保健事業そして医療費適正化の取組などしっかりと進めてまいらなければならないと考えております。

引き続き被保険者の皆様が安心して制度を受けられるよう、職責を全うする所存でございます。また、いろんな面で皆様方にお世話になりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（地下誠幸） 次に、稲生敏幸事務局長。

○事務局長（稲生敏幸） 私からは、職員配置と運営に関するご質問についてお答えいたします。

来年度の職員配置については、市町村からの派遣職員37名、県からの派遣職員2名、会計年度任用職員15名の合計54名の体制で業務に当たってまいります。来年度以降は、被保険者数の急増や医療費の増大、国の医療保険制度改革に伴う次期保険料率の算定など業務の増加が見込まれますが、広域連合がこれまでに築き上げた実績や経験を踏まえ、職員一人一人がしっかりと生かしていくことで増大する業務に対応してまいります。

運営に当たっては、被保険者の皆様が地域で安心して暮らしていけるよう、市町村や関係機関との連携も深め、必要な取組を積極的に進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（地下誠幸） 次に、小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、まず全世代型社会保障構築会議の報告書に関するご質問についてお答えいたします。

今回の報告書について、国では、全世代で支え合い人口減少、超高齢社会の課題を克服するという観点から、今後の目指すべき社会の方向性や取り組むべき具体的な課題を明確にお示ししていただいたものとの認識を示しているところでございます。国は、この報告書に基づき、今後、全世代型社会保障の構築に向けて着実に取組を進めていくこととしております。広域連合としては、引き続き国の動向を注視しながら、保険者として適切に対応してまいります。

次に、公用車の保有に関するご質問ですが、広域連合では平成19年の発足以来、公用車を保有しておりません。業務上の移動については基本的に公共交通機関を利用し、公

公共交通機関での移動が不便な出張先についてはレンタカーを利用して対応しているところでございます。公用車の保有については、費用対効果などを踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 先ほどの答弁を受けまして、再質問を行います。

岩田副広域連合長には、職務を全うすると、こういう力強い発言を頂きました。大変厳しい状況でありますから、ベテランの手腕が発揮されると思いますので、是非今後ともよろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、職員配置についてであります。後期高齢者制度が創設されて以来、職員数は変わらずに取り組んできたと同っております。答弁では、広域連合を築いてきた実績や経験を踏まえ、職員一人一人がしっかりと生かして増大する業務に対応すると、こういう答弁でございました。

そこで、実績や経験を踏まえしっかりやっていくとのことではありますが、働き方改革や残業との関係はどうなっているのか伺います。

次に、全世代型社会保障構築会議の報告書についてであります。

この会議の議事録を見ると、時間軸と地域軸が明記されていることが重要である云々というふうに意見が見られております。

そこで、答弁では適切に対応するとのことではございましたが、報告書について議論する場や議論する機会を設ける考えはあるのか伺います。

最後に、公用車については要望しておきたいと思えます。

今まで公用車が1台もなく頑張ってきたことに非常に敬意を表するものでございますが、費用対効果を考えても必要ではないでしょうか。千葉県は広く、公共交通網が整備されていなく、田舎では車がなくては生活ができないと言われる地域もございますし、他の広域連合でも出前講座をやっているところも見受けられます。是非早期に公用車を導入し有効活用されるよう要望して、終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 初めに、職員配置について、働き方改革と残業との関係に関する再質問にお答えいたします。

広域連合では、職員が仕事と家庭を両立させ意欲的に職務に取り組める環境を整備するため、勤務時間を選択できる時差出勤を導入し、柔軟な働き方ができるようにするとともに、休暇の取得促進などに取り組んでおります。また、職員の健康管理や公務能率向上の観点から時間外勤務の縮減が重要であると考えており、時間外勤務の上限時間を規則で定め、管理職による事前命令の徹底や適正な勤務時間管理などにより、時間外勤務の縮減の取組を行っているところでございます。今後も、全ての職員が働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、全世代型社会保障構築会議の報告書についてのご質問ですが、今回の報告書において国は、重要なのは国民や関係者に対してできる限り早い段階で今後取り組むべき課題とその時期を示し、国民的な合意の形成に努めることであるとの認識を示しているところです。

広域連合では、今後、広域連合議会議員の皆様を始め市町村や県、被保険者や医療関係者等から成る医療懇談会など各方面から様々なご意見を伺いながら、議論を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 以上で大倉議員の一般質問を終わります。

次に、通告順に従い、岡田智佳議員。

〔15番 岡田智佳 登壇〕

○15番（岡田智佳） 柏市の岡田智佳でございます。

私からは、後期高齢者医療制度の改革に係る広域連合の対応について質問いたします。

先ほどの副広域連合長のお答えにもありましたが、後期高齢者医療制度において制度開始の平成20年以降、被保険者数は一貫して増加を続けています。令和4年度からは団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数は更に急増、それに伴い医療費も増加することが予測されています。

こうした中、超高齢社会への対応と併せ人口減少に対応した全世代型の社会保障制度を構築していくことが急務だとされています。増加する医療費を全ての世代で公平に支え合う仕組みを強化するとともに、社会経済の変化に対応した医療の提供体制を求められる、そういった状況でございます。こうした中、国は全世代型社会保障構築会議において検討を行っていると同っています。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目、国の全世代型社会保障構築会議では、高齢者と現役世代の給付と負担の見直しについて、どのように議論されているのでしょうか。

2点目、こうした国の議論を踏まえ、今後算定する保険料率については、広域連合ではどのように考えているのでしょうか。

以上、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 初めに、国の高齢者と現役世代の給付と負担の見直しに関するご質問についてお答えいたします。

見直しの内容の主なものでございますが、まず1点目は、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入についてでございます。増加する出産費用の負担を軽減する観点から、令和5年4月から、出産育児一時金を現行の1人当たり42万円から50万円に引き上げるとともに、その財源の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入すべきとの提言がなされております。

2点目は、後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直しについてでございます。後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めつつ、介護保険制度も参考に1人当たりの伸び率が均衡するよう必要な見直しを図るべきとの検討課題が示されております。一方で、制度改正に伴い低所得者層の保険料負担が増加しないよう配慮すべきともされております。

次に、保険料への対応に関するご質問についてお答えいたします。

来年度は令和6・7年度保険料率算定の年となります。令和6・7年度保険料率の算定に当たりましては、今後の国の議論を注視するとともに、後期高齢者医療制度が安定して運営できるようしっかりと対応していく必要があると考えております。

また、昨年10月に窓口2割負担が導入されて間もないことなど後期高齢者の負担増も見極めつつ、被保険者の皆様にとって過度な負担とならないよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 岡田智佳議員。

〔15番 岡田智佳 登壇〕

○15番（岡田智佳） ご答弁ありがとうございました。

先ほどのご答弁にもありましたように、昨年10月から制度改正により一定以上の所得のある高齢者に対して窓口2割負担が導入されたばかりでございますので、被保険者に

とって過度な負担にならないように、くれぐれもよろしく願い申し上げます。

また、健康診査や長寿・健康増進事業にもしっかりと力を入れていただき、全体的な医療費削減に向けた取組も行っていただきますよう、お願い申し上げます。

こちらは要望とさせていただきますので、ご答弁は結構でございます。

以上、私からの質問を終わります。

○議長（地下誠幸） 以上で岡田議員の一般質問を終わります。

次に、通告順に従い、阿部百合子議員。

[26番 阿部百合子 登壇]

○26番（阿部百合子） 26番、阿部百合子です。

一般質問を行います。3つあります。

1番、保険料の考え方について。

その1、加入者の標準的な保険料と算定について。市町村支出金の保険料負担金が加入者からの保険料徴収を基にした額なら、加入者の標準的な保険料を月額・年額について伺います。

2つ目、情勢の変化に対応していく必要性について。保険料算定額は2年間ごとになっているが、2年前の算定額を本年も適用することになる。この1年間の経済情勢変化に対応した負担軽減が対策として必要ではないか伺う。

大きい2番、窓口負担について。

その1、保険証の負担割合が1割から2割に引き上がり、影響を受けた被保険者は何割か伺う。

2、負担増となった実態把握の状況について伺う。

3、広域連合として負担軽減対策を講じる考えはないか伺う。

大きい3番、保健事業（健康診査、長寿・健康増進事業など）の拡充について。

これら事業の市町村との連携した取組は考えられないか伺う。

四街道では貯筋体操が大変好評でして、開催箇所がどんどん広がっております。

以上、壇上から質問を終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、加入者の標準的な保険料の月額・年額に関するご質問についてお答えいたします。

令和4・5年度保険料率算定時における国の公表資料によると、厚生年金受給者の標

準的な年金収入額186万円と仮定した場合、当広域連合の被保険者1人当たり月額保険料額は4,108円、年額保険料額は4万9,296円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（地下誠幸） 続いて、川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、4点についてご質問を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、情勢の変化に対応していく必要性についてのご質問につきまして、経済情勢の変化に対応した軽減措置につきましては、令和4年度の物価上昇による所得水準の全体的な上昇に伴い、軽減対象世帯の範囲が縮小されることのないよう、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和5年1月18日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。なお、本件に伴う関係条例の改正につきましては、今議会において議案第6号にて上程させていただいたものでございます。

続きまして、2割負担になった被保険者の割合に関するご質問についてお答えいたします。

令和4年10月の自己負担割合の見直しに伴う千葉県における2割負担への移行者は、1割負担であった方の27.8%、被保険者全体の25.5%となっております。

続きまして、2割負担となった場合の負担増の実態把握に関するご質問についてお答えいたします。

実態の把握につきましては、1割負担から2割負担になった際の医療費自己負担の増を3,000円までに抑える長期頻回受診者に対する配慮措置の該当となった方の状況を把握する方法が考えられますが、制度改正からまだ間もなく改正後の診療報酬情報が少ないため、現時点では資料として把握には至っておりません。

最後に、2割負担になった被保険者への負担軽減対策に関するご質問についてお答えいたします。

2割負担となった方への負担軽減措置といたしましては、先ほども申し上げました自己負担増を3,000円までに抑える長期頻回受診者に対する配慮措置がございますので、当広域連合独自の対策については今のところ予定しておりません。

私からは以上となります。

○議長（地下誠幸） 続いて、尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、保健事業の拡充についてお答えいたします。

当広域連合では、市町村の実情に合わせた保健事業を展開するため、健康診査などの事業を市町村と連携して実施しております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、実施市町村の増加を目指し、研修会の開催などにより各市町村が取り組んでいる好事例の情報提供や、千葉県とともに市町村へ赴いて相談を受けるなど、保健事業の展開を後押ししております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 阿部百合子議員。

〔26番 阿部百合子 登壇〕

○26番（阿部百合子） 再質問を1つか2つさせていただきます。

確認します。大きい1番の2番のところ、議案6号で提案していますよということでしたけれども、確認です。

令和6年から7年が、が一っと上昇が予想されるので、今年はその折衷案というか、そういった上げ方をしましたよという説明だったように記憶しているんですが、それで間違いはないのか確認したいことと、あと、実態を……。

2番の2、状況はまだ間もなくだから実態は分からないとおっしゃったけれども、そんなに悠長なことを言っている場合じゃないんじゃないでしょうかね。もうちょっと危機感を持って実態把握をしていただきたい。これは要望としておきます。

それと、さっき大きい3番のところ、好事例を市町村に教えるぐらいで、あと相談事業はしていますよということですが、介護というのは病気にならない前のことですから、これはとっても大事なことだと思いますので、もちろん本事業の中にも入っていると思いますが、これも強く要望しておきたいと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、先ほどの和田議員への答弁の中で、令和6・7年度の保険料の上昇抑制も考慮したところのご質問についての再質問にお答えいたします。

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、令和6年度に掛けて被保険者の急増や医療の高度化などに伴い医療費の増大が見込まれております。令和4・5年度の保険料の算定に当たりましては、保険料調整基金約52億円を活用することで保険料率を据え置いたところでございますが、今後も後期高齢者の医療費の増加が見込まれる中

で、令和4・5年度の保険料率を引き下げるべく52億円を上回る額の基金を活用した場合には、令和6・7年度に活用可能な基金額、基金残高が少なくなるため、保険料率を据え置いた場合と比べて、令和6・7年度の保険料率の大幅な上昇が見込まれたことを考慮して据え置いたというところで、その上昇抑制を考慮したということで申し上げたところでございます。

以上でございます。

大変失礼しました。先ほどの答弁の中で、令和6・7年度の保険料の上昇抑制を考慮した上でというところは、和田議員の答弁の中で私が申し上げたところでございまして、再質問につきましては阿部百合子議員への再質問にお答えいたしました。

大変失礼いたしました。

○議長（地下誠幸） 阿部議員、よろしいですか。

以上で阿部議員の一般質問を終わります。

次に、通告順に従い、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 長南町の和田和夫です。

一般質問をさせていただきます。

新潟県の日本耳鼻咽喉科学会新潟地方部会が、2019年から認知症予防対策として、補聴器購入助成制度の創設を新潟県と30市町村に呼び掛けました。2020年に4市町村で助成を始めました。現在は26市町村で実施されています。また、このうちの22市町村では18歳以上が対象になっています。

今、少子高齢化に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまでに以上に活発にならなければならないと思います。しかし、加齢性の難聴による機能低下は日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となって、鬱や認知症の危険因子として、加齢や高血圧のほか難聴も挙げられています。

日本の難聴者率は欧米諸国と比べて大差はありませんが、既に補聴器購入に対しての公的な補助制度が確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2018年に日本補聴器工業会が行った調査によりますと、イギリスでは47.6%、フランスでは41%、ドイツでは36.9%、アメリカ30.2%に比べて、日本は14.4%にしかすぎません。日本の普及率の低さは、補聴器の価格が片耳で10万から30万円と高額で、保険適用がなく自己負担という実態が原因として考えられます。高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに穏や

かに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸、医療費の抑制につながると思います。2022年の10月末の段階で、全国116の自治体で補聴器に対する助成がされています。

そこで質問をしますが、1点目は、認知症の予防、高齢者の健康寿命を延ばしていくために、そして難聴を早期に発見するための検査、特定健診の項目に加えてはどうかお答えください。

2つ目は、補聴器の必要な方が多くいるのになかなか高額で、買うことができないので、補聴器の購入に対して助成することを提案いたしますがどうでしょうか、お答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、2点のご質問についてお答えいたします。

初めに、難聴の定期健診についてお答えします。

当広域連合では、国が示す健康診査の手引に基づき後期高齢者の健康診査検査項目を設定し実施しております。そのため、当広域連合が独自に聴覚検査を実施する場合には、費用全額を保険料にて賄うこととなり、被保険者の保険料の負担が増加することとなりますので、今後とも国が示す検査項目に準じて実施してまいりたいと考えております。

次に、補聴器の助成についてお答えいたします。

広域連合では、高齢者の医療の確保に関する法律第64条に基づき、疾病又は負傷の治療上必要な範囲の装具につきましては療養費として支給しております。補聴器につきましては、眼鏡と同様に日常生活を営む上で身体の機能を補うものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による支給が受けられる補装具となっているため、保険者の助成制度としてはなじまないものと考えております。

仮に、当広域連合が独自に補聴器の助成を実施した場合、助成額を保険料にて賄うこととなり、被保険者に新たな負担をお願いすることとなりますので、助成は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 再質問をさせていただきます。

1点目、特定健診なんですけれども、保険料の負担につながってくるということだし

たけれども、やはり社会情勢がこれだけ難聴者が増えていることについて、国にやはりもう少し意見具申をしていったらと考えますが、その点についてお答えください。

2点目、補聴器の助成なんですけれども、障がい者は障害者手帳を交付されることによって障がい者として認定されるけれども、今多くあるのは、その障がい者として認定できないそういう人が多くなっているから、その点についてやはり広域連合としてどのように考えるかお答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。尾瀬給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 再質問にお答えいたします。

初めに、健診項目についてでございますが、今後、難聴に関する状況等につきましては、国から発表されます資料等、統計データ等に注視して、必要に応じて国のほうに意見、要望等はしてまいりたいと考えております。

続きまして、補聴器の助成についてでございます。

当広域連合のほうでは、先ほども申し上げましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、医療の治療上必要な範囲の療養費を法律に基づいて給付、支給しております。一方、先ほどの補聴器につきましては、確かに障がい者認定がされた方には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のほうで該当するというお話がございましたが、それ以外の方に助成していくときにつきましては、やはり、繰り返しになりますが、高齢者の医療の関係の給付につきましては当広域連合で支給しておりますので、やはり保険者の助成制度としてはなじまないものと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（地下誠幸） 以上で、本定例会に付議された案件が全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、お疲れ様でございました。

閉会 午前11時56分

議 長 地 下 誠 幸

署 名 議 員 岩 澤 達 弥

署 名 議 員 川 島 富 士 子

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
発議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報 の保護に関する条例の制定について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 の選任について	令和 5 年 2 月 1 3 日	同 意
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選 任について	令和 5 年 2 月 1 3 日	同 意
議案第 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報の保 護に関する法律施行条例の制定について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 4 号	千葉県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤 務上限年齢等を定める条例の制定について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に 関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連 合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定につい て	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 6 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 7 号	個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 8 号	地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決
議案第 9 号	令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一 般会計補正予算 (第 2 号)	令和 5 年 2 月 1 3 日	可 決

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第10号	令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	令和5年2月13日	可決
議案第11号	令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	令和5年2月13日	可決
議案第12号	令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	令和5年2月13日	可決